

岡山大学合宿所使用心得

合宿所の使用については、合宿所使用基準のほかこの心得を守ること。

- 1 許可書を、学生支援課に提出し鍵の貸与を受け、使用後は報告書と共にすみやかに返納すること。
- 2 鍵を紛失した者は、現物を弁償すること。
なお、基準第9を適用し、半年間使用を中止する。
- 3 使用期間及び入退所時間を守ること。
- 4 休日・土曜日の入退所は認めない。
- 5 許可された場所・目的以外に使用しないこと。
- 6 備付け以外の物は使用しないこと。(寝具・洗面用具以外)
- 7 貴重品及び危険物等を持ち込まないこと。
- 8 他の使用者に迷惑となる行為(飲酒・放吟)は、厳に慎むこと。
- 9 20時以後は、騒音を出さないこと。
- 10 22時に玄関等施錠し23時に消灯すること。
- 11 共用部所(シャワー室・玄関施錠)の使用調整を密に行うこと。
- 12 掲示物は、施設使用の要件とし、掲示板のみとすること。
- 13 施設内外は、常に清潔・整頓に努めること。
- 14 火気の使用は、認めない。(扇風機=備付け物品)
- 15 火災予防に万全をきすこと、喫煙は、所定の場所で行うこと。
- 16 施設、設備、備品等に異常を認めたときは、直ちに下記へ連絡すること。
- 17 万一非常事態が発生した時は、直ちに下記へ急報し臨機の処置を講ずること。
- 18 使用後は、原状に復し、学生支援課に届け出ること。
- 19 その他管理者の指示に従うこと。

記

学生支援課

直通電話 251-7176